

内水面において遊漁者が使用できない漁具や漁法一覧

漁具・漁法	区分
ふくろ網、ます網、しば手網、おだ漁法、ひき網、やな、す建、さし網、瀬張網、せん(びん漬を除き、かごを含む)、投網(網丈3m未満のものを除く)、四つ手網(網の長辺が3m未満のものを除く)、鵜飼漁法	許可が必要な漁具・漁法※1
水中に電流を通じてする漁法、瀬干漁法、びん漬漁法、堰堤を使用してする網漁法、えり、まき網、覗水器(裸潜に使用する水眼鏡を含む)を使用してする漁法(一部の河川で除外規定あり)、100ワット以上の灯火を使用してする漁法、宍道湖流入河川における下りふくろ網	漁具・漁法の禁止
四つ手網(網の長辺6m超)、せん(口径60cm超)、投網(網目1.5cm未満)、おだ漁法に使用する網(網目6cm未満)、河川におけるさし網(網の浮子方の長さ75m超)、湖沼におけるさし網(網の浮子方の長さ450m超)、ふくろ網のうち越中網(袖網口の間隔15.5m超)、ふくろ網のうち小ぶくろ網(袖網口の間隔8.5m超)、しじみ搔網(網目1cm未満、幅60cm超)	漁具・漁法の制限
網目1.5cm以下の網地を使用する漁具(網口の最長部の長さが50cm以下のたも網並びにしらうおをとることを目的とするさし網及び四つ手網をを除く。禁止期間：4/1～9/30)、網目1.5cm以下の網地を使用するふくろ網(禁止期間：10/1～11/14)、斐伊川(一部区域)におけるわかさぎをとることを目的とする漁具(禁止期間：2/1～3/31)	漁具・漁法の禁止期間
一部河川(一部区域・期間)における網目1.5cm以下のひき網、十間川(一部区域)における投網(禁止期間：3/1～4/30)	河口付近における採捕の制限

※1 漁業権が設定されている区域では、遊漁券を購入することで一部の漁具・漁法を使用することができます。